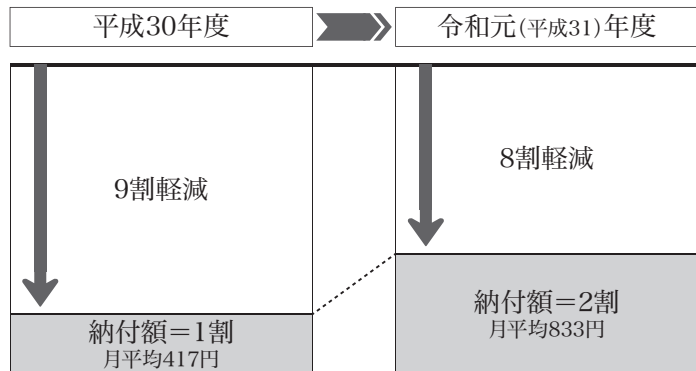


高齢者の医療保険制度が変わります

① 後期高齢者医療保険の均等割 軽減割合の変更について

これまで後期高齢者医療保険の均等割で9割軽減を受けていた人（※1）は、今年度は8割軽減になります。

（例）年金収入80万円以下の人



（※1）所得が33万円以下かつ被保険者全員が所得0円（年金収入のみの場合は受給額80万円以下）の人

※保険料が年金から特別徴収（天引き）されている場合、10月支給の年金から特別徴収額が変更になります。

② 介護保険料の負担軽減の負担軽減割合の強化について

①にあわせて、今年度は所得の低い高齢者（※2）に対する介護保険料の負担軽減割合を強化する予定です。

（※2）所得段階が第一段階（生活保護受給者、住民税非課世帯で老齢福祉年金の受給者または本人の前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下）の人

③ 老齢年金生活者支援給付制度の開始について

所得の低い年金受給者を対象に、今年10月から老齢年金生活者支援給付金制度が始まります。

老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）は、次の3つの要件を全て満たす人に支給されます。

1. 平成31年3月31日現在65歳以上で老齢基礎年金を受給中である
 2. 世帯全員の住民税が非課税である
 3. 前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である
- ・給付金額は年金の掛け金を納めた期間などにより異なります（最大1回あたり5千円）。
 - ・基本的に年金支給月の前2か月分を、年金支給日と同日に振り込みます。
- 例）10月分と11月分を12月に支給します。

▶お問い合わせ先

○後期高齢者医療保険制度に関すること

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

○後期高齢者医療保険料、介護保険料に関すること

大雪地区広域連合 介護保険対策室 ☎82-3697（内線564）
東川町役場 定住促進課住民室 ☎82-2111（内線117）

○老齢年金生活者支援給付年金に関すること…ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165